

京都市大宮交通公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第129号

京都市大宮交通公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市大宮交通公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条から第4条までを次のように改める。

(利用許可の申請)

第1条 京都市大宮交通公園条例（以下「条例」という。）第6条の規定により利用の許可を受けようとするものは、条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(受付期間)

第2条 前条の規定による申請は、利用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日）の属する月の6箇月前の月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、第1条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る利用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(利用料金の還付)

第4条 条例第8条ただし書の規定により京都市大宮交通公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理上の都合により利用の許可を取り消した場合 全額
- (2) 災害その他の不可抗力により利用することができなくなった場合 全額
- (3) 利用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日）の7日前までに利用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合 2分の1に相当する額

第5条中「者は」を「ものは」に改める。

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(建設局みどり政策推進室)